

岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 関係機関相互の連携を図り、高齢者及び障がい者虐待の早期発見、早期対応を始めとする高齢者及び障がい者の権利擁護に係る事業を円滑に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について審議し、助言及び調整等を行う。

- (1) 高齢者及び障がい者の支援及び虐待の防止に関すること。
- (2) 高齢者及び障がい者の養護者に対する支援等に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用支援等、高齢者及び障がい者の権利擁護及び生活に係わるサービスの利用の推進等個別支援策に関すること。
- (4) 高齢者及び障がい者の虐待に対応するための情報共有及び連携体制の整備に関すること。

2 ネットワーク会議は、岡崎市福祉事務所長が別に定める岡崎市老人ホーム入所判定委員会設置要綱第9条の規定により、ネットワーク会議に機能付与された、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する措置の要否判定を行う。

(組織)

第4条 ネットワーク会議の委員の内1名は、法律関係者の中から市長が委嘱する。

2 前項の規定により、委嘱を受けた者は、ネットワーク会議の審議事項に関する指導及び助言を行う。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は定例会議として開催する。

3 緊急に審議をすることが必要な場合は、前項の規定にかかわらず緊急会議を開催することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 第3条第2項に規定する措置の要否判定を行う場合は、会議に医師、老人福祉施設関係者及び老人福祉担当者の参加を要するものとする。
(会議の招集の特例)

第6条の2 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員の意見を聴取、並びに要否の判定を行い、会議に代えることができる。

(1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合

(3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合

2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密を守る義務)

第7条 ネットワーク会議の委員に前条第4項の規定により出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、福祉部ふくし相談課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議設置要綱(平成24年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。